

3. 環 境 衛 生

区民の日常生活に密接な関係を持つ理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、特定建築物などの環境衛生関係営業施設について、許可及び届出受理等の業務を行なっている。

また、これらの施設の衛生水準を確保するため、環境衛生監視員により監視指導を行なっており、必要に応じて理化学検査・細菌検査を実施している。

なお、飲料水に関する相談や室内空気環境等に関する相談事業を行なっている。

また、講習会・衛生教育活動等により、衛生知識の向上に努めている。

[1] 環境衛生関係営業施設の概要

(1) 法・条例関係施設

法律及び条例に基づく許可・届出等を要する環境衛生関係営業施設は、理・美容所から特定建築物まで多岐にわたっている。これらの施設については法令により設備基準、維持管理基準が定められており、基準の適合状況等についての監視指導を実施している。

区分 年度		許 可 等 (件)	廃 業 等 (件)	施 設 数	監 視 指 導 数 (件)
元		274	122	2,950	1,411
2		193	168	2,975	1,088
3		157	145	2,987	1,066
4		203	149	3,041	1,404
5		240	133	3,148	674
	理 容 所	8	11	191	15
	美 容 所	112	59	1,062	149
	ク リ ー ニ ン グ 所	4	10	190	15
	興 行 場	31	31	55	83
	旅 館 業	74	9	416	219
	公 衆 浴 場	1	3	66	116
	プ ー ル	0	2	115	30
	水 道 施 設	2	7	668	23
	温 泉 利 用 施 設	0	0	3	2
	墓 地 等	1	0	73	3
	特 定 建 築 物	7	1	309	19

(2) 豊島区要綱関係施設

法令の適用を受けない貯水槽水道、コインランドリー及びコインシャワーについては、衛生水準を維持するため、それぞれ衛生指導要綱を定め、施設の管理者・営業者に適切な管理運営を指導している。

年度	区分	届 出 (件)	廃 止 等 (件)	施 設 数	監視指導数(件)
元		11	45	4,828	271
2		8	178	4,658	340
3		12	115	4,555	339
4		4	69	4,490	190
5		9	31	4,468	35
	貯 水 槽 水 道	1	29	4,324	17
	コ イ ン ラ ン ド リ ー	8	2	134	10
	コ イ ン シ ャ ワ ー	0	0	10	8

[2] 環境衛生関係営業施設の衛生

(1) 理容所・美容所

理容師法、美容師法に基づき、施設の確認及び監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年度	区分	許 可 等 (件)	廃 業 等 (件)	施 設 数	監視指導数(件)
元	計	96	51	1,075	346
	理 容 所	4	7	210	73
	美 容 所	92	44	865	273
2	計	112	99	1,088	376
	理 容 所	10	18	202	28
	美 容 所	102	81	886	348
3	計	112	63	1,137	341
	理 容 所	6	11	197	74
	美 容 所	106	52	940	267
4	計	137	71	1,203	597
	理 容 所	4	7	194	105
	美 容 所	133	64	1,009	492
5	計	120	70	1,253	164
	理 容 所	8	11	191	15
	美 容 所	112	59	1,062	149

② 空気検査

施設を密閉しがちな冬期に、空気の汚染や有毒ガスによる中毒発生を防止するため、炭酸ガスと一酸化炭素の測定を行なっている。

(単位：件)

年度 区分	理 容 所			美 容 所		
	検査 施設数	検査施設成績		検査 施設数	検査施設成績	
		適	不適		適	不適
元	8	8	0	14	14	0
2	0	0	0	0	0	0
3	7	7	0	43	43	0
4	3	3	0	25	25	0
5	0	0	0	0	0	0

(2) クリーニング所

クリーニング業法に基づき、施設の確認及び監視指導を行なっている。このうちクリーニング師を置いて洗たく・仕上げ業務を行なう施設を「一般クリーニング所」、洗たく物の受け渡しのみを行なう施設を「取次所」、車両を用いて洗たく物の受け渡しのみを行なう取次業は「無店舗取次店」と称して届出の対象としている。

① 施設数と監視指導数

年度		区分	許可等(件)	廃業等(件)	施設数	監視指導数(件)
元	計		12	9	243	118
	一	般	1	0	104	48
	取次所		11	9	133	70
	無店舗取次店		0	0	6	0
2	計		10	19	234	125
	一	般	2	10	96	57
	取次所		8	9	132	68
	無店舗取次店		0	0	6	0
3	計		2	28	208	120
	一	般	0	11	85	49
	取次所		2	17	117	71
	無店舗取次店		0	0	6	0
4	計		1	13	196	101
	一	般	0	8	76	48
	取次所		1	5	114	53
	無店舗取次店		0	0	6	0
5	計		4	10	190	15
	一	般	1	6	71	12
	取次所		3	4	113	3
	無店舗取次店		0	0	6	0

② 空気検査

ドライクリーニングで使用する有機塩素系溶剤は、管理が不十分であると健康に影響を及ぼすほか、地下水汚染の原因にもなる。そのため、施設内の有機塩素系溶剤の濃度測定を行ない、室内環境維持及び適切な排液処理方法を指導している。

□有機塩素系溶剤空気測定

区分 年度	有機塩素系溶剤（※） 使用施設数	検 査 施設数	検査施設成績(件)	
			適	不適
元	9	8	7	1
2	7	6	5	1
3	7	6	6	0
4	7	6	6	0
5	7	5	5	0

（※）有機塩素系溶剤：テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）等

③ クリーニング師免許

都知事からの委任を受け、免許の申請、書換、再交付等の経由事務を行なっている。
（令和5年度の受付数1件）

④ コインランドリー

豊島区コインランドリー営業施設の衛生指導要綱に基づき、施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

区分 年度	施 設 数	監視指導数(件)
元	131	107
2	124	143
3	128	127
4	128	119
5	134	10

(3) 興行場

興行場法に基づき、映画館・劇場・音楽ホール等の興行場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。なお、デパート等で短期間の催事における興行は仮設興行場としている。

① 施設数と監視指導数

区分 年度		許可等(件)	廃業等(件)	施設数	監視指導数(件)
元	計	40	35	53	110
	常設	12	7	52	75
	仮設	28	28	1	35
2	計	6	4	55	9
	常設	3	0	55	6
	仮設	3	4	0	3
3	計	9	9	55	72
	常設	0	1	54	55
	仮設	9	8	1	17
4	計	27	27	55	109
	常設	1	1	54	59
	仮設	26	26	1	50
5	計	31	31	55	83
	常設	0	2	52	10
	仮設	31	29	(※)3	73

(※) 令和6年3月末における仮設興行場営業許可施設数

② 空気検査

興行場内の空気汚染を防止し、快適な状況を維持するため、空気検査を行なっている。

区分 年度		検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)	
			適	不適	炭酸ガス	粉じん
元		42	40	2	0	2
2		1	1	0	0	0
3		51	48	3	0	3
4		71	70	1	0	1
5		48	47	1	1	1
	常設	8	7	1	1	1
	仮設	40	40	0	0	0

(4) 旅館業

旅館業法に基づき、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の旅館業施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

□施設数と監視指導数

年度 \ 区分		許可等(件)	廃業等(件)	施設数	監視指導数(件)
元	計	109	12	327	461
	旅館・ホテル	104	7	288	408
	簡易宿所	5	5	39	53
2	計	51	26	352	322
	旅館・ホテル	48	22	314	297
	簡易宿所	3	4	38	25
3	計	24	28	348	243
	旅館・ホテル	22	22	314	223
	簡易宿所	2	6	34	20
4	計	25	22	351	259
	旅館・ホテル	22	16	320	235
	簡易宿所	3	6	31	24
5	計	74	9	416	219
	旅館・ホテル	73	8	385	207
	簡易宿所	1	1	31	12

(5) 公衆浴場

公衆浴場法に基づき、公衆浴場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

なお、公衆浴場は、普通公衆浴場（銭湯）とその他の公衆浴場（個室付浴場並びにサウナ等の浴場）に分類している。

① 施設数と監視指導数

年度		区分	許可等 (件)	廃業等 (件)	施設数	監視指導数 (件)
元	計		1	3	72	161
	普 通		0	2	20	20
	その他	個 室	0	0	22	90
		サウナ等	1	1	30	51
2	計		1	3	70	75
	普 通		0	1	19	22
	その他	個 室	0	0	22	7
		サウナ等	1	2	29	46
3	計		1	1	70	131
	普 通		0	0	19	26
	その他	個 室	0	0	22	59
		サウナ等	1	1	29	46
4	計		1	3	68	121
	普 通		0	2	17	25
	その他	個 室	0	0	22	49
		サウナ等	1	1	29	47
5	計		1	3	66	116
	普 通		0	1	16	19
	その他	個 室	0	0	22	49
		サウナ等	1	2	28	48

② 浴槽水検査

公衆浴場の衛生維持のため、浴槽水の水質検査を行なっている。

区 分 年 度		検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)			
			適	不 適	濁 度	過マンガ ン酸消費 量	大腸菌 群	遊離残留 塩素濃度
元		56	42	14	0	0	2	12
2		50	38	12	0	2	4	9
3		51	41	10	0	1	2	8
4		48	36	(※)12	0	0	3	9
5		52	37	15	0	3	3	12
	普 通	17	12	5	0	0	2	4
	その他	35	25	10	0	3	1	8

(※) レジオネラ属菌検査の不適による1件を含む。

③ コインシャワー

豊島区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱に基づき、施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)
元	10	10
2	10	11
3	10	11
4	10	11
5	10	8

(6) プール

豊島区プール等に関する条例に基づき、プール等施設の許可及び監視指導・助言等を行なっている。なお、プール等とは、営業プール及び保育園等の小規模プールをいう。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)
元	計	116
	営業プール	26
	小規模プール	39
2	計	116
	営業プール	21
	小規模プール	12
3	計	28
	営業プール	26
	小規模プール	2
4	計	29
	営業プール	28
	小規模プール	1
5	計	30
	営業プール	30
	小規模プール	0

② プール水検査

プールに起因する疾病を予防し、プール水の衛生を確保するため、営業プールに対し下記項目について、水質検査を行なっている。

年度 \ 区 分	検査施設数	検査施設成績(件)		項 目 別 不 適 施 設 数(件)						
		適	不 適	pH	濁 度	カリウム消費量	過マンガン酸	残留塩素	大腸菌	一般細菌数
元	26	19	7	0	0	6	1	0	0	0
2	20	16	4	0	0	3	1	0	0	0
3	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
4	26	22	4	0	0	0	4	0	0	0
5	29	17	12	1	0	5	1	0	5	0

小規模プールに対しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設に資料を送付し、調査票による調査を行った。(調査施設数75) このほか、プール経営者には衛生保持のため水質検査等が義務付けられており、保健所では有料で水質検査を受付している。令和5年度の受付数は22件であった。

(7) 温泉利用施設

温泉法に基づき、温泉利用施設の許可及び監視指導を実施している。

年度	区分	施 設 数	監視指導数(件)
元		1	2
2		2	3
3		2	3
4		3	3
5		3	2

(8) 墓地等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地・納骨堂等の許可及び調査指導を実施している。

年度	区分	施 設 数	調査指導数(件)
元	計	71	1
	墓地	57	1
	納骨堂	14	0
2	計	72	2
	墓地	57	1
	納骨堂	15	1
3	計	72	0
	墓地	57	0
	納骨堂	15	0
4	計	72	0
	墓地	57	0
	納骨堂	15	0
5	計	73	3
	墓地	57	2
	納骨堂	16	1

[3] 大規模ビル（特定建築物）の衛生

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）では、建築物のうち特定用途（事務所・百貨店・興行場・店舗・旅館・学校・遊技場等）部分の延べ床面積が3,000㎡以上（学校は8,000㎡以上）の建築物を「特定建築物」と称し、所有者等に対し、空気環境・給排水管理・清掃・ねずみ衛生害虫の防除等の管理を義務付けしている。

(1) 特定建築物立入検査

区では、延べ床面積が3,000㎡以上の特定建築物の届出受理、及び3,000㎡以上10,000㎡以下の特定建築物の立入検査等を行なっている。なお、10,000㎡を超える特定建築物の立入検査等は、東京都健康安全研究センタービル衛生検査担当が実施している。

また、建築基準法に基づき、特定建築物の対象となる規模・用途の建築物の建築確認申請時には、ビルの衛生設備に関して図面審査による指導を行なっている。

① 施設数と立入検査数

区分 年度	施 設 数		立入検査施設数(件)		図面審査 指導数(件)
	3,000㎡～10,000 ㎡	10,000 ㎡超	一般検査	その他(※)	
元	218	81	76	1	1
2	218	82	60	0	5
3	219	81	55	2	3
4	220	83	72	3	3
5	224	85	19	0	1

(※) その他とは、各特定建築物からの相談等により、臨時に立入検査を実施した件数

② 帳簿書類・設備検査

ビル内の衛生設備の管理状況及び管理帳簿書類の検査を行なっている。

区分 年度	検査 施設数	検査施設成績 (件)		項 目 別 不 適 件 数 (件)							
		適	不適	帳簿 書類	空調 管理	給水 管理	排水 管理	清掃 状況	害虫 防除	雑用 水	アスベ スト
元	76	37	39	26	4	13	9	8	7	1	1
2	60	28	32	24	3	10	0	3	0	0	0
3	55	25	30	22	1	5	3	6	4	0	0
4	72	30	42	16	0	12	4	5	3	0	0
5	19	5	14	12	2	2	0	1	0	0	0

③ 空気環境測定

ビル内の良好な空気環境を確保するため、空気環境測定を行なっている。

区分 年度	検査 施設数	検査施設成績 (件)		項 目 別 不 適 件 数 (件)					
		適	不適	温度	湿度	炭酸 ガス	一酸化 炭素	粉じん	気流
元	76	24	52	5	32	26	0	0	0
2	60	22	38	0	36	5	0	0	0
3	55	25	30	4	27	8	0	1	0
4	72	27	45	6	33	10	0	0	0
5	19	2	17	1	12	10	0	0	0

(2) 特定建築物衛生指導講習会

特定建築物の所有者及び管理技術者に対し、法令内容、立入検査結果等についての講習会を5区共同（豊島区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区）で毎年1回実施している。

区分 年度	幹事区	区内施設 受講者数(人)
元	豊島区	105
2	板橋区	216(※)
3	練馬区	72(※)
4	中野区	90(※)
5	杉並区	63

(※) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度書面開催（216施設）令和3年度オンライン開催（72人）令和4年度オンライン開催（90人）とした。

[4] 飲料水の衛生

水道は、日常生活を営む上で必要不可欠な施設である。区では、ビルやマンション等の建物に設置された受水槽（タンク）を経由した飲料水の汚染事故の防止と衛生確保に努めている。

また、赤水(さび水)や井戸水等の相談に対応しているほか、有料で水質検査を受付している。

(1) 専用水道・簡易専用水道

水道法に基づき、専用水道、簡易専用水道の確認や届出の受理と監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年度	区分	施 設 数	監視指導数(件)
元	計	693	70
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	692	70
2	計	686	83
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	685	83
3	計	679	71
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	678	71
4	計	673	110
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	672	110
5	計	668	23
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	667	23

② 簡易専用水道検査済施設数

簡易専用水道は、施設全体の管理状況について毎年1回厚生労働大臣登録検査機関による検査が義務付けられている。

検査対象施設数とは、建築物衛生法に基づく管理が実施されている施設(231施設)を施設数から除外したものである。

年度	区分	施 設 数	検査対象施設数(件)	受 検 報 告 数 (件)
元		692	457	340
2		685	450	336
3		678	446	334
4		672	439	328
5		667	436	326

(2) 貯水槽水道

水道法の適用を受けない給水施設
(受水槽の有効容量が10m³以下のもの)
では、飲料水の事故発生防止の為、所有者、管理者等の衛生管理知識向上を図る必要がある。

そこで、豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱により、該当施設の実態把握と衛生知識の普及を行ない、各施設の衛生管理の向上を図っている。

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)
元	4,687	154
2	4,524	186
3	4,417	201
4	4,352	60
5	4,324	17

(3) 飲料水水質検査受付

タンク水や井戸水について、設置者等からの依頼により有料で水質検査を受付している。
なお、タンク水検査の結果、水質基準に適合しない場合には施設の改善指導等を行なっている。

(単位：件)

年度 \ 区分	タンク水		井戸水	
	検査受付数	不適数	検査受付数	不適数
元	17	0	0	0
2	69	1	1	0
3	43	2	7	6
4	41	4	6	3
5	42	1	4	0
細菌検査(2項目)	0	0	0	0
定期検査(10項目)	42	1	4	0
消毒副生成物	0	0	0	0
化学検査定性分析	0	0	0	0
化学検査定量分析	0	0	0	0
ビル管法に係る検査 (15項目)	0	0	0	0

(4) 水質検査奨励月間事業

豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱による
年1回以上の水質検査の受検率を高めるために、
平成6年度から毎年6月を「水質検査奨励月間」
とし、検査受付日時の延長や料金の割引等を行
う事業を実施していた。

平成15年度頃は1,000件を超える検査受付数
があったが、近年は350～360にまで減少してい
たことと、民間の検査機関で同等の検査が受検
できることから、令和2年度より廃止した。

年度 \ 区分	検査受付数 (件)	不適数 (件)
元	350	2
2		
3		
4		
5		

[5] 入浴設備等を持つ高齢者福祉施設の衛生

豊島区入浴設備等に関するレジオネラ症発生防止のための衛生管理指導要綱に基づき、高齢者福祉施設等の入浴設備等における構造及び維持管理に関し、現場における指導を実施している。なお、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため適宜電話や書面による指導を行なった。

[6] 室内空気環境に関する相談事業

豊島区健康的な室内空気環境の確保に関する相談実施要綱に基づき、シックハウス症候群やダニアレルギーなど主として室内空気環境に関する相談に対応しており、改善に関する助言等を行なっている。

[7] 苦情・相談

環境衛生関係営業施設に対して、所内指導及び苦情処理を行なっている。また、住民からの住居衛生等に関わる相談に応じている。

(単位：件)

年度 \ 区分		苦情処理件数	所内指導・相談件数
元		42	6,366
2		39	5,427
3		26	4,325
4		25	4,917
5		32	5,222
営業施設等	理容所	0	198
	美容所	12	1,593
	クリーニング所	0	98
	興行場	0	183
	旅館業	16	1,909
	公衆浴場	2	204
	プール	0	47
	特定建築物	0	555
	水道施設	0	36
	貯水槽水道	0	63
	その他の業種	0	54
	計	30	4,940
住居衛生等	室内空気環境	2	7
	水質検査	0	140
	井戸水	0	17
	その他	0	118
	計	2	282

[8] レジオネラ症防止対策事業

レジオネラ症防止対策を進めるため、環境衛生関係営業施設を指導するとともに、必要に応じてレジオネラ属菌検査を実施した。検査の結果、レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、洗浄消毒などの措置を指導した。

(単位：件)

年度 \ 区分	検査検体数	
	公衆浴場 (浴槽)	営業プール [採暖槽(ジャクジー)]
元	39	9
2	58	10
3	54	10
4	62	10
5	56	10

旅館や浴場等の循環浴槽水及び建築物の冷却塔循環水・循環給湯水などについて、設置者等の依頼により有料でレジオネラ属菌検査を7件受付した。

[9] 環境衛生関係検査総数

環境衛生関係営業施設等に対して、照度・温湿度・残留塩素濃度等、現場での簡易検査を行なっている。検査の総数は以下のとおりである。

年度 \ 区分	検査施設数	検査項目数
元	610	8,256
2	421	3,800
3	482	4,990
4	544	5,710
5	389	3,469

[10] 衛生教育

環境衛生関係施設の営業者に衛生知識の向上のための講習会を実施している。また、住民、学生等への衛生教育にも努めている。

区分 年度	総 数		営 業 者 等		住 民・学 生 等	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
元	10	392	8	354	2	38
2	4	279	4	279(※)	0	0
3	4	163	3	161(※)	1	2
4	6	193	4	179(※)	2	14
5	5	157	5	157	0	0

(※) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催及びオンライン開催の参加者を含む。

[11] 環境衛生優良施設表彰

環境衛生関係施設のうち、設備が適正であるばかりでなく、常に衛生水準の維持向上に努め、他の模範となる施設に、区長から表彰を行なっている。

区分 年度	表彰施設数
元	3
2	3
3	3
4	3
5	3

[12] 不利益処分（健康部生活衛生課）

令和5年度は不利益処分施設なし。

[13] 住宅宿泊事業（健康部生活衛生課）

住宅を活用し、年間180日を超えない範囲で宿泊サービスの提供を可能とする「住宅宿泊事業法」が平成30年6月15日から施行された。この法律に基づき、区は、住宅宿泊事業の届出の受理及び法定の標識の交付等を行うこととなった。施行に際しては、「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を制定した。

① 施設数と相談件数

年度 \ 区分	届 出 件 数	事業廃止件数	届出住宅数	相 談 件 数
元	434	118	973	4,636
2	100	263	810	2,502
3	65	158	717	1,692
4	68	86	699	2,107
5	382	88	993	6,128

② 苦情処理件数

年度 \ 区分	苦情処理件数
元	70
2	53
3	40
4	29
5	79